

乙第23号証
平成24-06-18原第2号

定期検査申請内容の変更について

関原発 第 76 号
平成24年 6月 16日

経済産業大臣
枝野 幸男 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠



平成23年2月17日付け関原発第544号をもって提出した大飯発電所第3号機定期検査申請書の記載事項を変更したので、電気事業法施行規則第93条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 定期検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大飯発電所第3号機

定期検査申請書番号

関原発第544号(平成23年2月17日)

以下、定期検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第137号(平成23年6月21日)

2. 変更内容及び理由

2.1 定期検査申請書

(変更前)

検査希望年月日	自：平成23年 3月18日 至： 未定
---------	------------------------

(変更後)

検査希望年月日	自：平成23年 3月18日 至：平成24年 8月 3日
---------	--------------------------------

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施完了等に伴い、今後の定期事業者検査工程を確定したため、検査希望年月日を変更する。

2.2 添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

詳細は別添のとおり

2.3 添付書類二 定期事業者検査に関する放射線管理

変更なし

添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

1. 定期事業者検査の計画工程
 (1) 定期事業者検査の工程

変更前	変更後	変更理由	ページ
自 平成23年 3月18日 至 未 定 (並列日:未 定)	自 平成23年 3月18日 至 平成24年 8月 3日 (並列日は平成24年 7月 8日 (解列から並列まで479日))	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施完了等に伴い、今後の定期事業者検査工程を確定したため、記載内容を変更する。	1